

## 「令和8年度商用衛星画像活用先行実証環境導入業務」に係る見積合せ参加者の公募

令和8年10月30日  
海上保安庁警備救難部  
警備情報課長 滝田 浩司

次のとおり、見積合せ参加者を公募する。

### 1 公募の概要

本案件は「令和8年度商用衛星画像活用先行実証環境導入業務」について、見積合せの参加希望者を公募するもの。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、下記5により配布する公募要領に従って見積合せ参加申請書等を提出すること。

### 2 案件の概要等

- (1) 案件の概要 令和8年度商用衛星画像活用先行実証環境導入業務
- (2) 契約期間 契約日～令和9年3月31日
- (3) 契約予定日 令和8年11月30日（予定）
- (4) 支払条件 履行完了後の一括払いとする。

### 3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 経営状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者
- (5) 入札業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不適当でない者。
- (6) 社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (7) 日本国内で事業を営む者（外資系の日本に籍を置く事業者を除く）であること。  
共同事業体及び再委託先も同様とする。
- (8) 品質マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステム及び担当者等とのコミュニケーションに係る要件については、本業務の当該作業を実施する再委託先も同様とする。
- (9) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO 9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認証を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。又は、これらと同等以上の品質マネジメントシステムについて、独立した第三者機関による認証を受けており、当該認証が有効であること。
- (10) 情報セキュリティに係る管理体制が適切に確立され、運用されていることを確認するため、情報セキュリティマネジメントシステムに係る「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC 27001」に基づくISMS認証を有しており、当該認証が有効であること。
- (11) 業務遂行において、専門的かつ高度な知識に基づきながら、担当者や関係先と、日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図られること。
- (12) 応札者は、本業務で利用するAWSの契約、調達、利用料の支払、技術支援及び本業務終了後の継続利用に必要となる商流を確保するため、次のア又はイのいずれかの要件を満たすこと。
  - ア AWSの再販又は取扱いに係る認定を受け、かつ、AWS Solution Provider Programに登録されていること。また、当庁、本業務の受注者及び実証等業務の受注事業者が、国内の窓口を通じ、日本語により契約、請求及び技術に関する支援を受けることができる商流であること。
  - イ 国内企業のディストリビュータその他AWSの正規の販売経路を通じてAWSを再販し、又は本業務終了後の継続利用に必要となる契約上の手続を行うことが可能であること。また、日本語により契約、請求及び技術に関する支援を受けることができる商流であること。
- (13) 応札者は中央省庁又は民間企業等において、次の条件を満たしていることを、具体的な事例を挙げ、契約書の写し等（一部、マスキング可）を提出し、証明すること。ただし、情報システムの受注者から委託、委任、代理又は下請けされたものである場合、応札時点で契約締結中のものは、実績には含まない。

- ア 複数のシステムとの連携を有する同等規模の情報システムにおいて、構築業務（改修含む）を履行した実績を過去3年以内に有すること。
  - イ 拠点数2以上の接続を利用した情報システム（基幹システム）の要件定義から基本設計、詳細設計、プログラムの開発、テストまでの作業の全体を一括して行った実績（改修含む）を、過去3年以内に少なくとも1年以上有していること。
  - ウ 応札者は、本業務で利用するパブリッククラウドを採用した情報システムの構築実績を、過去5年以内に連続して3年以上有すること。複数の契約実績を併せて当該期間を満たす場合は、各契約の契約期間が1年以上であり、かつ、当該契約期間が連続していること。
  - エ 応札者は、本業務で利用するパブリッククラウドを採用した情報システムの運用・保守実績を、過去5年以内に通算して3年以上有すること。複数の契約実績を合算する場合は、各契約の契約期間が1年以上であることとし、当該契約期間が連続していることを要しない。なお、複数の契約の履行期間が重複する場合は、その重複する期間を重ねて算入しないものとする。
  - オ GIS実績として、過去3年以内にGIS製品群を利用した情報システムについて、要件定義を含む構築又は更改の実績を有すること。情報システムの規模は、更改前の本システムと同等程度以上であること。
  - カ 過去5年間に、行政機関が利用する情報システムについて、AWS上の環境を設計及び構築するとともに、当該環境と当該行政機関のネットワークとの間をIP-VPNその他の閉域接続（G-Net、LGWANを含む。）により接続した実績を有すること。
- (14) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。
- その場合、証明書等の提出時までには共同事業体を構成し、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこととし、他の者は構成員として参加するものとする。ただし、共同事業体として参加する者については、他の共同事業体又は単独で本入札に参加することはできない。
- 共同事業体として本入札に参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
  - イ 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
  - ウ 共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
  - エ 共同事業体の代表者は、品質マネジメントシステム及び情報セキュリティに係る要件について満たすこと。その他の入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。

#### 4 応募方法

下記5により配布する公募要領のとおり。

#### 5 公募要領の配布期間及び見積合せ参加申請書等の提出期限

##### (1) 公募要領の配布期間

令和8年10月30日～令和8年11月9日

##### (2) 見積合せ参加申請書等の提出期限

令和8年11月9日 17時00分まで（必着）

#### 6 公募要領の配布場所、見積合せ参加申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁警備救難部警備情報課 調査係

電話：03-3591-6361（内線 5848）

#### 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加資格の有無の結果は、令和8年11月25日までに支出負担行為担当官（海上保安庁総務部長）から文書等により通知する。

## 見 積 書

一金

円

(うち消費税及び地方消費税額)

円)

件名

令和8年度商用衛星画像活用先行実証環境導入業務

履行又は納入期限

令和9年3月31日

履行又は納入場所

仕様書のとおり

貴部局入札・見積者心得及び関係説明書等を承諾の上、見積します。

## 内 訳

| 品 名                     | 規 格     | 単位 | (予定)<br>数量 | 単価 | (予定)<br>合価 | 備考 |
|-------------------------|---------|----|------------|----|------------|----|
| 令和8年度商用衛星画像活用先行実証環境導入業務 | 仕様書のとおり | 式  | 1          | 0  | 0          |    |
| 合 計 (消費税相当額を含む)         |         |    |            |    |            |    |

※数量・合価の( )は、単価の場合。

年 月 日

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

支出負担行為(契約)担当官

海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

令和 8 年 度  
特庁契第 1 0 0 号

請負契約書（役務）

請負契約書（役務）



1. 契約件名 令和8年度商用衛星画像活用先行実証環境導入業務
2. 契約金額 金 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
3. 履行期間 令和9年3月31日
4. 履行場所 仕様書のとおり
5. 契約保証金 免 除

上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 楢本 浩司 は、  
受注者 と、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に定めるところに従い、責任をもって頭書の作業を実施するものとし、発注者はこれに対し契約金額を受注者に支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 受注者は、仕様書について疑義を生じたもの又は仕様書に明記されていない事項については発注者受注者協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、発注者または監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、契約金額の範囲をもって作業を実施するものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したときは、請負内訳明細書を提出するものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出または提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は監督職員から立ち合いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あら

かじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

（再委託の相手方に対する監督）

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託の相手方に、受注者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 受注者は代理人（下請人は代理人とみなす。以下同じ。）使用人又は労務者の身元および、風紀、衛生、規律の維持について一切の責任を負い、発注者又は監督職員が著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

（行政庁に対する手続）

第9条 受注者は、その作業について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続きをするものとする。

（物価変動等による契約金額の変更）

第10条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適當であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

（履行期限及び仕様の変更等）

第11条 発注者は、その都合により、履行期限又は、別紙仕様内容を変更し、又は一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（履行完了の通知及び検査）

第12条 受注者は、履行完了した場合は、その旨を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により検査を行うものとする。

3 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

（代金の請求）

第13条 受注者は、前条に定める履行完了の検査に合格後に請負代金を請求することができるものとする。

（代金の支払）

第14条 発注者は、受注者が履行完了後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第15条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントとする。ただし、受注者が代金の受理を遅

滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

#### （履行期限の延伸）

- 第16条 受注者は、所定の期限までに履行を完了することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に履行期限の延伸の承認を求めなければならない。
- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

#### （遅滞金）

- 第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から完了までの日数に応じ、契約金額の年3パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

#### （臨機の措置）

- 第18条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合は、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者はあらかじめ、監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他の作業の施工上緊急に必要な事項については、受注者に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して契約金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第19条 受注者の使用人が発注者の施設物においてなす業務上の行為はすべて受注者の責任とする。また業務上負傷もしくは死亡した場合は全て受注者の責任とする。

2 受注者は、その使用人が遂行中発注者の建造物又は器物を破損したときは、発注者がやむを得ないものと認めた場合を除くほか、発注者の決定する方法により弁償するものとする。

(契約不適合責任)

第20条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第21条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者から解除の申出があったとき。

(2) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。

(3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。

(5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所

の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者はその損害賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第23条 受注者は、第11条の規定による仕様内容の変更のため契約金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による変更契約期間が頭書の期間の1/2以下に達したときは、この契約を解除することができる。

(相殺等)

第24条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において、取得金額のある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。
- ただし、当該取得金、違約金等が1, 000円未満の場合は、この限りでない。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項ただし書き中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第25条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 6 条 本作業により知得した成果品の内容、情報等の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(契約外の事項)

第 2 7 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者・受注者各1通を保有する。

令和8年 月 日

|     |     |                              |
|-----|-----|------------------------------|
| 発注者 | 住 所 | 東京都千代田区霞が関2-1-3              |
|     | 氏 名 | 支出負担行為担当官<br>海上保安庁総務部長 楢本 浩司 |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 受注者 | 住 所 |  |
|     | 氏 名 |  |